

## 介護保険料の軽減を拡大します

市では3年ごとに介護保険料を見直し、平成30年度から令和2年度までの保険料を昨年4月に決定しましたが、本年10月の消費税増税にあわせて、令和元年度の保険料について軽減を拡大します。

これまで所得段階が第1段階の方を対象に軽減を行っていましたが、今年度から第1～3段階の方を対象に保険料の軽減を行います。所得段階ごとの保険料は下表のとおりです。

65歳以上の方には、7月中旬に令和元年度(平成31年度)の保険料の納入通知書を送付しますので、ご確認ください。

# 介護保険 制度



### 問い合わせ

高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111(内線3234~3236)

地域住民課福祉係(風連庁舎1階)

☎01655③2511(内線2112、2113)

### 令和元年度の65歳以上の介護保険料(基準月額5,225円)

所得段階	対象者	基準額に 対する調整率	年額保険料 ※1
第1段階 ※2	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(0.50) ※3 <b>0.375</b> ※4	(3万1,300円) <b>2万3,500円</b>
第2段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越えて120万円以下の方	(0.65) ※3 <b>0.575</b> ※4	(4万700円) <b>3万6,000円</b>
第3段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を越える方	(0.75) ※3 <b>0.725</b> ※4	(4万7,000円) <b>4万5,400円</b>
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	5万3,200円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越える方	1.00	6万2,700円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7万5,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	8万1,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	9万4,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上700万円未満の方	1.70	10万6,500円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	2.00	12万5,400円

- ※1 年間保険料は基準月額(5,225円)×12カ月×調整率で計算し、100円未満は切り捨てます。  
 ※2 所得段階が第1～3段階の方は公費(国・北海道・名寄市)により保険料が軽減されています。  
 ※3 軽減前の(本来の)調整率  
 ※4 軽減後の(公費による)調整率



納入通知書の一部に「平成31年度」と記載がありますが、「令和元年度」に読み替えをお願いします。